

ひたちなか市教育委員会会議録

令和元年 第14回 ひたちなか市教育委員会 11月定例会 会議録					
令和元年11月6日		開会 午前10時00分		閉会 午前10時50分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
	総務課主事			嶋田 ゆりか	出席
1 議案審議等	協議事項9	ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定（案）について【公開】			
	議案第27号	ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			

令和元年第14回ひたちなか市
教育委員会11月定例会会議録

開会 10:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項9 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定(案)について

総務課長 それでは、私の方から協議事項9について、ご説明いたします。資料につきましては、1ページから6ページまでです。3ページをお開きください。

「ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」であります。条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例と非常に分かりづらい条例名ですが、改正しようとするのは、中段にありますとおり、別表第2の次に1表を加える改正規定中「(仮称)平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校」を、「美乃浜学園」に改正するものです。この“改正規定中”というのが、今回の条例のポイントであります。4ページの新旧対照表をご覧ください。左側の旧に記載された内容につきましては、平成31年3月議会で議決制定されました「ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例」のものですが、施行日が令和3年4月1日となっていることから、現在はまだ施行されていない“改正規定中”の状態であります。そのため、条例本体の一部改正ではなく、「条例の一部を改正する条例」を一部改正しようとするものです。

次に5ページをお開きください。こちらには「美乃浜学園」の選定等の経緯を記載しました。前回の定例会の時に募集結果等については報告させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

「1. 校名の募集結果について」ですが、本年7月10日から8月15日まで、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区にお住まいの方、及び同地区の小中学校の児童・生徒を対象に校名案を募集し、90名の方から応募をいただきました。募集内容等を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

「2. 校名の選定について」ですが、去る9月25日に地域の代表、PTA会長及び学校長で構成する開校等準備委員会において、「美乃浜学園」を統合校の校名案として満場一致で選定しております。

「3. 校名の決定について」ですが、校名案の選定後、開校等準備委員会の委員の皆様にご意見を頂くなど、校名の由来等も固まりましたことから、先日、11月1日に市として校名を決定したところですが、今後は、本条例が12月市議会定例会における議決をもって正式決定となります。6ページをお開きください。こちらに「美乃浜

学園」の校名の由来を記載しました。校名の由来について読み上げます。「本市初の義務教育学校で学ぶ子ども達が、美しい海岸をはじめ豊かな地域資源を有する平磯・磯崎・阿字ヶ浦の三つの地区の中で培われてきた想いや歴史、伝統を継承しながら、令和の時代に開校する海を臨む新しい学校において、健やかに生まれ、未来に向かってさらに大きく飛躍して行ってほしいという願いが込められています。」そして、解説としまして、「統合校の対象となる平磯地区、磯崎地区、阿字ヶ浦地区は、美しい海岸につながる自然豊かな地域です。日本最古の歌集「万葉集」第12巻の中では、この地区の海岸（浜）を「許奴美乃（こぬみの）濱（はま）」と表現するなど、古の時代から美しい景観の場所であったことが想像されます。校名は、平磯・磯崎・阿字ヶ浦の三つの地区に共通する美しい海（浜）に由来する名前とすることとし、令和の時代に開校されることにちなみ、「令和」が出典された万葉集の一節から引用し、「美乃浜（みのはま）」としました。「美乃浜（みのはま）」の「美（み）」には、美しい海（浜）という意味に加えて、平磯・磯崎・阿字ヶ浦の三つの地区の融合を表す「三（み）」と、未来への大きな飛躍を表す「未（み）」という意味も込められています。」としたところです。なお、資料の下段に、「美乃浜」を引用しました万葉集第12巻3195番を記載しております。その他の欄にもありますとおり、この歌が当該地区について歌ったかについては諸説あり不明であります。磯崎漁港寄りの阿字ヶ浦海岸には、昭和45年に那珂湊市観光協会が建立しました歌碑が現在も立っているという事実もございます。開校等準備委員会ではこれらも踏まえたうえで、令和の時代に開校する学校に相応しい校名案として選定したところであります。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑・意見など】

石川委員 万葉集から引用するなどして校名がいよいよ決定したということで、この学校でこれから学ぶ子ども達にとっては一生心に残る学校名ですので大変素晴らしい学校名だと感じます。海に面した学校にふさわしい学校名になっていると思えました。確認なのですが、つくば市のみどりの学園義務教育学校、水戸市の国田義務教育学校はどちらも「義務教育学校」という名称が付きませんが、統合校については「義務教育学校」という名称はつかないということによろしいでしょうか。

総務課長 美乃浜学園の「学園」の部分につきましては、平成27年7月の文部科学省通知により、「個別の学校の具体的な名称に『義務教育学校』と付さなければならないものではない。」とされております。「学園」の部分につきましても開校等準備委員会で協議して選定したものでありますが、複数の委員から「義務教育学校を付すのは重苦しい。」との意見があり、最終的には満場一致で「学園」が選定されたところです。

石川委員 他市町村でも義務教育学校と付さないところは多くありますし、承知いたしました。

議案第27号 ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 資料7ページをご覧ください。議案第27号としてひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について上程いたします。

資料11ページをご覧ください。新旧対照表になります。第2条第1項で市立幼稚園入園の資格として「ひたちなか市内に居住する」という規定がございます。こちらをうけての今回の改正となります。続いて、資料8ページをご覧ください。改正理由ですが、市立幼稚園に在籍する幼児が市外に転出した場合の取扱いについては、これまで、転出の事実が判明した段階で保護者に退園を促し、退園届けを提出させてきたところです。しかしながら、転出先が近隣市町村の場合は保護者が送迎することも可能であり、特に5歳児については、卒園前に就学予定の小学校区に転居する事例が多いことから、市外に転出した後であっても保護者が退園を望まない場合が見受けられます。また、近年は、近隣市町村から本市に転入してきた幼児が、子ども子育て支援法に基づく教育・保育給付の認定（1号認定）を受け、引き続き転入前の幼稚園に在籍する事例が増えてきています。こうした幼児の教育環境の変化に配慮し、市外に転出した場合であっても、引き続き市立幼稚園に入園することを認めるため、本規則を改正しようとするものです。近隣市町村ですと、転出時に在籍継続を認める取扱いをしているのが水戸市・那珂市・東海村・常陸太田市で、退園を促す取扱いをしているのが日立市・大洗町・茨城町となっております。全てではありませんが、近隣では非常に配慮した対応を行っている市町村がございますので、当市も改正をしようとしている次第です。資料11ページの新旧対照表に戻っていただき、今回追加する第2条の第2項をご覧ください。「前項の規定にかかわらず、幼稚園に入園した後、園児がひたちなか市外に居住する場合において、教育長が特に必要と認めるときは、当該園児は、当該幼稚園に引き続き入園することができる。」という規定を加えたものがございます。また、認める場合の条件につきましては、内部規定というかたちで定めたいと考えております。こういった際に認めるかを簡単に申しますと、5歳児につきましては申し出があれば卒園まで認めます。4歳児以下の場合には学年を越えてということもできますので、基本的には学期または学年末までとして、保護者の送迎や看護する方がいないといった、なにか事由がある場合には卒園まで認めたいと考えております。第2条第1項中の満4歳という記述について補足いたしますが、来年度から3歳児保育を行うため、9月の定例会にて満4歳から満3歳に規則を改正しております。しかし、施行は来年4月になるため、資料は現行の規則ということで満4歳という記述になっております。

【質疑、意見など】

石田委員 子ども子育て支援法に基づく教育・保育給付の認定（1号認定）を受け幼稚園に通

うことと、本議案のように、ひたちなか市外に転出した子が、教育長が特に必要と認めるときは引き続きひたちなか市立幼稚園に通うことの違いを教えてください。

学務課長 子ども子育て支援法に基づく教育・保育給付の認定は1・2・3号認定があり、子どもが在住している市町村が認定をします。まず2・3号認定とは保護者が就労しており子どもを保育する人がいないということで保育園入園の際のものです。1号認定を受けるとは、子どもを保育する人がいる、そのため保育の必要はないということです。「教育長が特に必要と認めるとき」というのは、今回追加する第2条第2項の前項となる第1項において、幼稚園入園の資格を「ひたちなか市内に居住する」としているためです。ひたちなか市で1号認定を受けて市立幼稚園に通園していた子どもが、転出した先の市町村で再度1号認定を受け、当市の教育長が特に必要と認める場合は引き続きひたちなか市立幼稚園に通い続けるということになります。

教育長 現在、市町村の対応は二分されているようですが、本市としては保護者のニーズに合わせて変えていきたいということですね。

* 議案第27号 ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について、は全員一致で承認されました。

その他

教育長 委員の皆様、なにかございましたらどうぞ。

石川委員 教育長の開会の際のごあいさつにもありましたが、インフルエンザが心配です。本市ではすでにインフルエンザは出ていますか。

保健給食室長 季節はずれではありましたが、前渡小学校で夏から秋にかけての時期にありました。しかし、現在はありません。

白石委員 チケットをいただいたので虎塚古墳に子どもと行きました。古墳の中に入ることができて、受けた説明も分かりやすく、行ってよかったです。ありがとうございました。

総務課長 ありがとうございます。日本ユネスコ協会から中学生が来て虎塚古墳までの案内をする取り組みもごございます。今後も受け入れ態勢について検討していきたいと考えています。

西野委員 前回の教育委員会定例会で話のあった、統合校への交通手段としての湊線を利用する生徒数の見込みと、新駅から統合校までは歩いて何分くらいかかるのか教えてください。

学務課長 統合校と自宅の距離が小学生1.5キロ以内、中学生は2キロ以内の場合は徒歩、それよりも遠い場合は湊線を使うと考えております。距離のみで想定すると阿字ヶ浦地区124人、平磯地区が240人となり、あわせて364人が最大の人数になります。

す。新駅から統合校までは約130メートルです。

西野委員 約360人という、湊線は増発するのですか。

学務課長 両地区あわせると360人ほどになりますが、方向が違います。時系列でいうと、平磯方向から240人を乗せた後に学校駅で降ろします。その後、阿字ヶ浦方向に行き、120人を乗せて学校駅に向かいます。そのため、最大乗車人数は平磯方向からの240人になります。2両編成になります。既に乗車体験を行っており、平磯小では最大で200人が乗車しました。上級生や先生の助けもありましたが、1年生も大きな混乱なく終えることができました。実際の通学時には先生はいませんが、大人の目が入るよう警備など行っていきます。

西野委員 生徒達が乗った電車が行ったりきたりするということは、間違えて例えば勝田駅まで来てしまうということはありませんか。

学務課長 特別にダイヤを組むわけではないので、通常運行の湊線に一般の方と一緒に乗車することになります。

西野委員 運行本数はどれくらいですか。

学務課長 約30分に1回です。

西野委員 遅刻してしまうと大変ですね。

学務課長 遅刻しないよう規律的な生活を送っていただければと思います。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 10:50